

令和6年3月1日

事業者様

(一社)長野県労働基準協会連合会  
松本健診所

## 健康診断項目に係る厚生労働省通達について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成29年8月4日付けで厚生労働省労働基準局長より「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について（基発0804第4号）」という通達がありました。

現在まで当健診所では、労働安全衛生法に基づく健康診断項目を全て実施するコースを「A健診」、その項目から血液検査・心電図等を省略したコースを「B健診」としており、この通達では、「B健診」を受診する際には「医師による判断が必要」で、「単に年齢のみで一律に省略してはいけない」という内容でした。

しかし、事業者様からの要望もあり、当健診所では「B健診」のコースを継続していたところ、見直しについての指導が行われたため、このコースを廃止することとしました。

つきましては、一般定期健康診断の内容を下記のとおりとします。

何卒ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

### 記

- ・A健診 → 定期健診
- ・B健診 → 廃止

なお、ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

以上

(一社)長野県労働基準協会連合会 松本健診所  
担当：渉外課  
TEL 0263-40-3911 FAX 0263-40-3651